

農政 一 1 2 4  
令和 6 年 9 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秩父市長

市町村名 (市町村コード)	秩父市 (11207)
地域名 (地域内農業集落名)	市場広瀬地区 (本町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

エゴマ油を製造販売する企業により栽培面積が拡大している。裏作として六条大麦を栽培し、味噌原料として近隣自治体の味噌醸造会社へ供給を開始している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

新規に就農を希望する者が、円滑かつ安定的に農業経営を開始できる環境整備を進める。県やJAと連携し、収入増につながる作目を経営に取り入れる。地域の担い手を市全体の担い手として活躍してもらう方法やこれに応じた組織の立ち上げ等について研究を行う。担い手に農地を集約化するとともに、担い手の法人化を推進する。6次産業化の手法を取り入れ、付加価値のある農産物生産を推進する。農福連携を推進し、農地の活用を活発化させる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行える区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地を貸したい人が農地中間管理機構を活用できるよう、農地中間管理事業を積極的に推進する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

引き続き集積・集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

後継者に引き継げるような収入に結び付く農業への取り組みを拡充する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

秩父農林振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討していく。若い世代や移住者などの受け入れも調整する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】